

# 公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟（以下「県連盟」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市におく。

### (目的)

第3条 この法人は、世界スカウト機構憲章及び公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）の定める教育規程に基づき、栃木県におけるボーイスカウト運動を普及し、その運動を通じて青少年の優れた人格を形成し、かつ国際友愛精神の普及を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボーイスカウト運動の普及及び広報に関すること
- (2) ボーイスカウト運動の教育計画、青少年活動プログラムの開発と展開に関すること
- (3) ボーイスカウト運動に関する成人指導者の確保及び養成に関すること
- (4) 国際相互理解の促進及び国際理解に関すること
- (5) 地球環境の保全・保護及びその教育
- (6) ボーイスカウト教育の特長を活かした自然体験活動等の推進
- (7) 青少年自然体験活動に必要な施設の貸与
- (8) 集会及び講演会の開催
- (9) 図書、雑誌等の刊行並びに電子媒体による情報の発信及び受信
- (10) ボーイスカウト教育に必要な用品の調達及び供給
- (11) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、栃木県において行うものとする。

3 ボーイスカウト運動の教育の基本方針及び教育組織並びに教育の基準については日本連盟の定める教育規程による。

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 資産及び会計

### (基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の

一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議による。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時評議員会に提出し第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は第1項の定時評議員会の終結後直ちに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てる為に保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

### 第3章 会員

(会員の種別等)

第13条 この法人の目的に賛同し、加入する個人又は団体を会員とする事が出来る。

会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 日本連盟に加盟登録し、所定の登録料を納める者及び団。(以下「1号会員」という。)

(2) この法人の目的に賛同し、財政維持のため所定の維持会費を納める個人及び団体。(以下「2号会員」という。)

2 前項の会員の登録料及び維持会費の額は、理事会の決議を経て定める。

3 既納の登録料及び維持会費は、これを返納しない。

(加入)

第14条 この法人への加入は、理事会の承認によって効力を生じる。

(資格喪失)

第15条 1号会員は、日本連盟からの脱退、登録の不継続又は除籍によって、その資格を喪失する。

2 1号会員の各組織及び各組織に属する者が、ボーイスカウトとしての名誉を傷つけ、又は定款あるいは県連盟規程に違反し、若しくは日本連盟の規程に従わない時は、名誉会議の決議を経て、理事会は、その加盟員登録を取り消し除籍する事ができる。

この場合、名誉会議で決議する前に名誉会議の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 2号会員は次の第1号から第3号の事由により、その資格を喪失する。

(1) 脱退したとき

(2) 除名されたとき

(3) 引き続き2年間維持会費を滞納したとき

4 2号会員に、この法人の目的に反する行為があったときは、理事会及び評議員会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。

5 2号会員は、所属する団体、または県連盟に対し電磁的方法又は文書による通告により脱退することができる。

### 第4章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

- 第16条 この法人に、評議員12名以上21名以内をおく。
- 2 評議員のうち、1名を評議員長とし、2名以内を副評議員長とする。
  - 3 評議員長及び副評議員長は、評議員会において選任する。
  - 4 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることはできない。
  - 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(選任及び解任)

- 第17条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の計5名で構成する。
  - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
    - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
    - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
    - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になったことがある者を含む。）
  - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての詳細は、理事会において定める。
  - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
  - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
  - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
  - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
    - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき、2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(権限)

- 第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令及びこの定款

に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第16条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了までとする。

(報酬等)

- 第20条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行う為に要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第21条 評議員会は、すべての評議員で構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定及びその規程
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 定款の変更
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
  - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡もしくは公益目的事業の全部の廃止
  - (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は毎年1回5月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

- 第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催の2週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催できる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。評議員長が欠席の場合には副評議員長、又はその評議員会において出席した者の中から選出する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところとする。

2 前項の場合において、議長は評議員として決議に加わらない。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録署名人2人以上が署名捺印し、これを保存する。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 12名以上18名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、理事のうち若干名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって、選任する。

2 理事長、副理事長は理事の中から理事会において選任する。

3 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があつてはならない。

- 5 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計は理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事に関しても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。
- (5) その他、監事に定められた法令上の権利又は義務を行うこと。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了する時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとし再任を妨げない。
- 3 役員は、第29条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利を有すると共にその職務を行わなければならない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉役員)

第36条 この法人に、理事会及び評議員会の決議を経て、連盟長を1名、副連盟長を若干名推戴し、顧問、相談役、参与を若干名置く事ができる。

- (1) 連盟長は栃木県連盟のスカウト運動の象徴としての代表とする。県連盟の直接的な運営は理事会の責任において理事長が代表する。
- (2) 副連盟長は、連盟長を補佐し、その事故ある時又は欠員の時、これを代理する。
- (3) 顧問、相談役及び参与は理事長の諮問にこたえ、理事長に対し、助言を述べることができる。
- (4) 連盟長、副連盟長、顧問、相談役、参与は、無報酬とする。

2 この法人は、理事会及び評議員会の決議を経て、教育及び指導面に特に功績顕著であった者に長老及び先達の称号を贈ることができる。

## 第2節 理事会

(設置)

第37条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会はすべての理事で構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年6回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を示して理事長に招集の請求があったとき、又はその理事が招集したとき
- (3) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第2号後段及び第3号後段による場合は理事又は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号前段又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに署名、捺印しなければならない。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第7章 任意機関

(任意機関)

第49条 この法人に運営上の任意機関として、下記の各職務を置く。

(県連盟コミッショナー)

第50条 県連盟内のスカウト教育の教育部門の責任者として県連盟コミッショナーを1名、県連盟副コミッショナーを若干名置く。

- 2 県連盟コミッショナーは、理事会の決議を経て県連盟が日本連盟に推薦し、日本連盟コミッショナーが委嘱する。
- 3 県連盟コミッショナーの推薦条件は、日本連盟教育規程第4章4-19-③条の定めるところによる。
- 4 県連盟コミッショナーの任務は、日本連盟教育規程第4章4-19-④条の定めるところによる。
- 5 県連盟コミッショナーの任期は、2年とし再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。
- 6 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーの推薦により、理事会の決議を経て県連盟が委嘱する。
- 7 県連盟副コミッショナーの推薦条件は、県連盟コミッショナーに準じる。
- 8 県連盟副コミッショナーの任務は、県連盟コミッショナーより分掌された任務を行う。
- 9 県連盟副コミッショナーの任期は、2年とし再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。

(各種運営委員会)

第51条 この法人の第4条の事業の目的を達成するために、次の各種運営委員会を置く。

- 2 各種運営委員会の名称は、組織広報委員会、指導者養成委員会、プログラム委員会、国際環境委員会、財務財政委員会とし、理事会の決議に基づき第4条の事業を推進する。
- 3 各委員会の所掌事業は理事会において別に定める。
- 4 委員会は理事若干名と各地区運営委員会の委員長をもって構成し、理事会において選任及び解任する。
- 5 委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了する時までとし、再任を妨げない。

(名誉会議)

第52条 この法人にスカウトの名誉を守るために、名誉会議を置く。

- 2 名誉会議は、県連盟コミッショナーが招集するとともに、その会議の議長となる。
- 3 名誉会議は、表彰、感謝等の名誉に関する事項及び名誉に悖る事項を審議決定し、その結果を理事会に報告する。
- 4 名誉会議は、議員6名で構成し、議員は理事会において選任及び解任する。
- 5 名誉会議の議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了する時までとし、再任を妨げない。

## 第8章 事務局

(設置等)

- 第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長並びに所要の職員をおく。
  - 3 事務局長及び事務局次長並びに職員は理事会で選任及び解任する。
  - 4 職員は有給とする。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

- 第54条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (4) 財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 事業報告書及び決算書類等
- (7) 監査報告
- (8) その他法令及びこの定款で定める帳簿及び書類

## 第9章 公告

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、官報による。

## 第10章 補則

(補則)

- 第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

**理事**

櫻井政義 狐塚一男 高尾一 三堂地時臣 相馬啓二 宇賀神伴吉 飯塚哲史 古川和男 杉本万里子  
和良品文之丞 駒場和博 川島敬弘 白澤嘉宏 大橋修司 白澤正年 福田一郎 高橋富雄

**監事**

鈴木秀夫 小峰馨 売野勝己

- 4 この法人の最初の理事長は、宇賀神伴吉、副理事長は、川島敬弘、櫻井政義、白澤嘉宏、とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

**評議員**

井上栄二郎 早川正人 鴨志田敬 森山一政 上久保隆一 金子和己 福田通孝 吉原徳 藤田陽三  
菊池重雄 星野典雄 源田俊昭 佐野正行 押田好雄 新井政一郎 高木慶一

別表

## 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第6条）

財産種別	場所・物量等
定期預金	JA 宇都宮 中央支店 10,000,000円
有価証券	とちぎ未来債 9,700,000円
土地	11,645m <sup>2</sup> 那須烏山市中山字猫入780-1 7,467m <sup>2</sup> 那須烏山市中山字猫入780-2 3,951m <sup>2</sup> 那須烏山市中山字猫入780-3 648m <sup>2</sup> 那須烏山市中山字猫入781-1